

(保 108)

平成23年7月29日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

DPC対象病院におきましては、平成22年度診療報酬改定において調整係数の一部置き換えが行われ、機能評価係数Ⅱとして新たに6項目（①データ提出係数、②効率性係数、③複雑性係数、④カバー率係数、⑤地域医療係数、⑥救急医療係数）の係数が導入されたところであります。

このうち、「①データ提出係数」につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、「調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた場合にあつては、当該数に百分の五十を乗じて得た数」とすることとされており、翌々月に当該評価を50%・1ヵ月の間減じることとなります。

今般、平成23年6月22日に提出すべき、平成23年2月又は3月分のDPCデータの提出が遅滞した6病院について、添付資料のとおり、平成23年8月のデータ提出係数を減じる旨、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

<添付資料>

1. DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて
(平 23.7.7 保医発 0707 第3号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年6月22日に提出すべき、平成23年2月又は3月分のDPCデータの提出が遅滞したことから、平成23年8月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院 (北海道釧路市中園町13番23号)	0.0020	平成23年8月1日から 平成23年8月31日まで
守谷慶友病院 (茨城県守谷市立沢980番1号)	0.0020	
医療法人社団 恵心会 京都武田病院 (京都府京都市下京区西7条南衣田町11)	0.0018	
独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 (兵庫県神戸市中央区籠池通4丁目1番23号)	0.0020	
公立那賀病院 (和歌山県紀の川市打田1282番地)	0.0020	
総合病院岡山協立病院 (岡山県岡山市中区赤坂本町8番10号)	0.0020	